

第1回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年6月6日（金） 午前10時～午前11時25分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、藤本委員

（欠席委員：山田委員）

（使用者代表委員）工藤委員、瀬川委員、藤田委員、宗形委員

（欠席委員：松川委員）

4 議 事

（1）第58期岩手地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について

（2）令和7年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

- ・審議日程について
- ・実地視察先の選定について
- ・その他

（3）その他

5 議事内容

事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項「審議会の成立」）。

また、第58期岩手地方最低賃金審議会委員のうち、新選任委員である横山公益代表委員、工藤使用者代表委員を紹介し、事務局員の紹介を行った。

○事務局 賃金室長

開会に当たり岩手労働局長白石より御挨拶申し上げます。

（白石局長挨拶）

○事務局 賃金室長

議事に入らせていただきます。

○瀬川委員

審議に入る前に確認させていただきたいところがあります。最低賃金をめぐる情勢は中央も地方も非常に厳しいと思っております。

4月17日付け中小企業4団体による最低賃金に関する要望が出されており、この中で法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠の下に、納得感ある審議決定ということも書かれており、中央のみならず地方最低賃金審議会においてもここを徹底していくことと思っております。この4団体の最低賃金に関する要望に関して、審議会を運営していく岩手労働局の受け止め、お考えを事前にお伺いしてから審議に入らせていただきたいと思います。

また、審議の中で、会長の選任もありますが、その選任される会長になる方にも、この要望に関する受け止め、お考えをできれば事前にお伺いして、選任に入らせていただきたいと思います。

○事務局 労働基準部長

法定三要素に係るデータについては、事務局としても真摯に対応する必要があると考えています。必要なデータは、公表されているなど入手可能なデータという条件つきにはなりますが、公正公平にご審議いただけるよう、しっかり対応してまいりたいと考えています。

ただ、それ以外の項目につきましては、例えば業務改善助成金の重点的な支援であるとか、年収の壁であるとか、あと最低賃金の発効時期の関係など、一労働局として対応が難しいと考えていますので、改めまして本省部局に、御要望、審議会でご意見等があったことをきちんと伝達、報告等させていただきたいと考えています。

○瀬川委員

今回の地方最低賃金に当たっては、政府で開かれた5月22日の政労使会議の意見交換会で、国から示された中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画、いわゆる5か年で60兆円という記事が出て、政策パッケージ案が国から示されているのですよね。この中で12業種に関して、それぞれ労働生産性を35%だとか25%だとか、それを実現するために、要は物価上昇率を1%上回る賃上げをという目標のパッケージ案なわけですが、今後施策展開でどう実態として効果が上がっていくかということが、最低賃金を審議するに当たって非常に重要なポイントになると考えています。例えば35%とかという労働生産性の話しもそうですが、どのように施策が展開されるかという中身そのものもまだ示されていないので、最低賃金の審議にもそういったデータがあれば参考に

したいと考えていますので、よろしくお願いします。

○事務局 賃金室長

会長未選任のため、議事録署名人に労働者代表委員から小菅委員、使用者代表委員から工藤委員、公益代表委員からこの後会長に選出される委員を、事務局から指名した（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項「議事録署名人の指名」）。

（全ての議事を「公開審議」とした）

（1）第58期岩手地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について

○事務局 賃金室長

議事に入ります。議題（1）、第58期岩手地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について、事務局から提案させていただきます。

最低賃金法第24条第1項に「最低賃金審議会に会長を置く」、第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」、第3項に「会長は会務を総理する」、第4項に「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する」と定められ、会長に選出されますと、労働局長の求めに応じ、または必要と認めた場合に審議会を招集し、議長として議事を整理し採決を行い、審議会を代表して労働局長に答申を行うことになっております。

皆様にお諮りいたしますが、会長及び会長代理の候補者は、立候補及び推薦により募ることとしてよろしいでしょうか。

（異議はなかった）

公益代表委員の皆様にお伺いします。会長に立候補される方はいらっしゃいますか。

（立候補者はいなかった）

推薦されたい方がいらっしゃる委員は挙手願います。

○近藤委員

会長には齋藤委員が適任と考え推薦します。

○事務局 賃金室長

齋藤委員は推薦をお受けいただけますか。

○齋藤委員

お受けさせていただきます。

○事務局 賃金室長

齋藤委員は推薦をお受けいただけるとのことです。委員の皆様にお諮りいたします。

○瀬川委員

新会長になられる方に、先ほど私が聞いた受け止めと今後の運営に関してのお考えを聞いてから回答したいと思います。

○齋藤委員

瀬川委員からの御質問にお答えさせていただきます。

日本商工会議所等4団体の要望書についてでございますが、これは政府に対する要望でありまして、今後政府あるいは中賃における検討・審議において、参照されていくものと推察しておるところでございます。

したがいまして、地方最低賃金審議会会長という立場でお答えするのは適當ではないと思いますが、その上であえて基本的な考え方を申し上げますと、特にお話しのありました要望書の項目2について、本県における最低賃金審議会においては、これまでも、そして今後においても法定三要素に基づきまして、本県独自の統計データもできる限り用いながら丁寧に議論を重ね、本県の自主性も発揮して審議を尽くしていく、それに尽きるのではないかと考えております。

○事務局 賃金室長

改めまして委員の皆様にお諮りします。齋藤委員を会長に選任することに御賛同いただけますか。

（異議はなかった）

○事務局 賃金室長

それでは、齋藤委員を会長に選任することといたします。

続きまして、公益代表委員の皆様から会長代理に立候補される方はいらっしゃいますか。

（立候補者はいなかった）

推薦されたい方がいらっしゃる委員は挙手願います。

○近藤委員

植村委員が適任と考え推薦します。

○事務局 賃金室長

植村委員は推薦をお受けいただけますか。

○植村委員

お引き受けさせていただきます。

○事務局 賃金室長

植村委員は推薦をお受けいただけるということです。委員の皆様にお諮りいたします。

植村委員を会長代理に選任することに御賛同いただけますでしょうか。

（異議はなかった）

○事務局 賃金室長

それでは、植村委員を会長代理に選任することといたします。

第58期岩手地方最低賃金審議会会長に齋藤委員、会長代理に植村委員が選出されました。ここからの進行は齋藤会長、よろしくお願いいたします。

（２）令和７年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

・審議日程について

○齋藤会長

議事に入ります。議事の（２）の１項目、審議日程についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

資料№３（「令和７年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（当初案）」）、資料№４（「令和７年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）」）、資料№５（「令和７年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」）よりご説明させていただきます。

今年度は、審議を尽くすことと、国政選挙など社会的情勢を考慮しまして、岩手県最低賃金は10月17日、特定最低賃金は１月１日が最短の発効日となる審議日程案として３月にお示しております。

３月に御説明しました計画案の変更点ですが、第２回本審議会開催日を７月４日金曜日10時からとしておりましたが、中央最低賃金審議会が７月上旬から中旬にずれ込むことが想定されております。過日委員の皆様からご報告いただきましたご予定を踏まえ、７月15日火曜日の10時からと変更しました。

なお、第３回本審議会以降の審議日程につきましては、中央最低賃金審議会や岩手県最低賃金専門部会の状況等によりまして、変更となる可能性も考えられますが、現時点では当初案どおりとし、開催に当たりましては、同じように調整してまいりたいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

○齋藤会長

事務局から示されました審議計画（案）について協議したいと思います。意見のある

委員は御発言願います。

○藤田委員

白石局長のご挨拶で、今年度は参議院選挙等があり、8月上旬に目安が提示されると見込んでいるとお話しがあったのですが、3月に提示したものを変更しないで、この日程でセットするというように聞こえたのですが、ならば、1回都合のいい日という形で日程調整された意味がよく分からないのですが。一言で言うと、例えば専門部会の日程は、専門部会の委員がまだ決まっていけないのに、この日でやるから空けておけという趣旨にも見え、ちょっと乱暴なような気がします。なぜかという、後で議題になる今回の実地視察の日程についても、視察先の会社の都合で1日ずらしたら、使用者側は5人が駄目になったのです。ただ、私は出なければならないと思って日程調整した経緯もあって、それも踏まえてお話しをすると、この審議会日程のスケジュールリングというのは非常に重要で、かつ、皆さんお忙しい方でいらっしゃるので、ここでセットすることになると、ほとんど決定する、もしくは実務上これで走らなければならないように見受けられるのですけれども、もう一回日程調整というのはしないのですか。

○事務局 賃金室長

まだ中央最低賃金審議会の具体的な日程が厚労省から示されておきませんので、7月15日の2回目の審議会につきましては、この日程で進めてまいりたいと思いますが、3回目以降の本審議会と専門部会につきましては、まだ中央最低賃金審議会の日程も確定的なところで示されておきませんので、はっきりした時点で皆様からご予定を確認した上で、皆様のご出席いただける日程で調整してまいりたいと考えております。

○藤田委員

先ほどのお話ですと、あらかじめ暫定的に置いているスケジュールリングが変更されることもあると事務局がお話しされましたので発言をしたのですけれども、まとめて言うと、7月15日以降は全部白紙と考えていいのですね。

○事務局 賃金室長

なるべくこのお示した日程で進めればと考えておりますが、何せ確定できないということもありますので、お含みおきいただければと思います。

○藤田委員

確定していないので、どうなるか分からないということになっても、先ほど現地視察の日程の件でお話ししましたが、ある程度日程を押さえていかなければならないので、

それがはっきりしないうちに日程案を出されてしまうと、私どもはこれをまず基本にして日程を押さえるのです。先ほどのお話しですと、まだ日程が確定していないので、今の暫定案については動くかもしれないという議論は確かにそうかもしれませんが、1回聞いていますよね、皆さんに。それで多くの委員が集まる日ということでのセットはできなかったのかということです。つまり変更の可能性を少しでも少なくするスケジュールリングは可能ではないのに、今回同じようにやらせていただく、もしくは暫定的にセットしていただくという話しでしたので、何回も言いますが、前回聞いたのは何だったのかということです。

○事務局 労働基準部長

少し補足的な説明になりますが、基本的な日程としては、事前に確かに各委員のご予定を踏まえて今お示ししているのです、基本はこのスケジュールで対応させていただきたい。ただ、今後の中央最低賃金審議会の日程等で、可能性として日程変更を調整させていただくかもしれないということです。今後の変更も絶対ないと言われると、今後の中央最低賃金審議会の動きなども踏まえるとはないので、そういう趣旨でございます。なので、基本的には藤田委員ご指摘のとおり、各委員のご予定を踏まえて決めたものですから、この日程で行かせていただきたいと思いますし、予定を確保いただきたいと思います。

○近藤委員

恐らく藤田委員がおっしゃられているのは、大分前に決めたスケジュール案であれば当然都合が変わってきますので、今回急遽中央最低賃金審議会の問題で審議日程が変わるというのであれば、都度日程調整をしていただいたほうが参加できる委員の方が多くなるのだと。にもかかわらず今回、大分前に取った皆様方のスケジュール案、特に前年度の中で決めたものでは、あまり意味がないという趣旨だと思いますので、それを踏まえた発言を事務局でしていただいたほうがいいのではないかと思います。藤田委員、この解釈でよろしいですか。

○藤田委員

時間もありますので、端的に申し上げますと、今近藤先生がおっしゃっていただいた趣旨でございます。もっとスポット的に言うと、最低賃金専門部会の委員も決まっていないのに、この日程で走るといえるのはいかなものかということです、

○齋藤会長

この日程は昨年度の第7回審議会で、今回の修正案とほぼ同じ日程でお諮りして、それについてご意見を伺ったところ、特にご意見がなかったということで、変更がある可能性ありますけれども、前もって心積もりということでお示ししていたものだと思います。藤田委員からご指摘がありましたが、8月以降、今年度に入って様々な予定も入ってくる可能性もありますし、そのため事前に予定を聞いたわけではありますが、さらに8月以降については変更もあり得るし、さらに確認の上でやられたほうがいいのではないかというご趣旨に伺いました。今後専門委員になった方々も含めて新たに就任される方もいますので、日程をもう一度確認されたほうがよろしいかと思いますが、事務局、いかがですか。

○事務局 賃金室長

分かりました。日程調整させていただいた上で、審議会を進めたいと思います。

○齋藤会長

よろしいでしょうか。

(異議はなかった)

・実地視察先の選定について

○齋藤会長

次の議題に入ります。議題の(2)の2項目、実地視察先の選定についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

実地視察につきましては、昨年度の第7回本審議会におけるご意見を踏まえまして、沿岸地区の特定最低賃金業種を除く製造業事業場から2カ所を選定することで検討させていただきました。

沿岸地区の特定最低賃金業種を除く製造業の事業場数は非常に限られており、その中でも価格転嫁やサプライチェーンに関係すること、パートタイム労働者が多く在籍する業種を鑑み、食料品製造業から候補を検討させていただきました。

今回事務局が選定した事業場は、机上配付資料2のとおりです。この2つの事業場とも、沿岸部特有の水産物加工を主とし、原材料の仕入れ、製造加工、保管、流通を経て消費者に届くというサプライチェーンであること、仕入れ、流通等における価格転嫁等の状況、賃上げ原資の確保のための工夫などについて伺うことができると思われます。また、従業員数が100人を超える事業場と10人程度の事業場が比較できますし、3月に大

船渡市で発生しました大規模林野火災の影響や、岩手県より最低賃金が高い宮城県境に位置する地理的条件などから、人材確保の問題などについても何うことができると思います。なお、昨年度も内陸部の食品製造業事業場を視察しておりますが、内陸部と沿岸部の比較もできると思います。

これらを総合的に勘案しまして、机上配付資料2のとおり、大船渡市と陸前高田市の2つの事業場で実施させていただきたいと存じます。なお、実施日は事業場の都合を優先して考慮させていただき、6月10日火曜日を予定しております。本来であれば、先ほど藤田委員からもご指摘をいただきましたが、皆様がなるべく出席できるような日程を調整して実施すべきところでしたが、事業場の都合等を優先させていただいたということもご理解いただき、この内容で御承認いただければと思います。

また、御承認が得られましたら、事業場情報などの詳細に関する調査票等資料を作成しまして、視察当日までに、委員の皆様へ配付させていただきたいと思います。

○齋藤会長

事務局から、今年度の実地視察につきまして、6月の10日に大船渡市と陸前高田市の2事業場の実地視察を行いたいというご説明がありました。このことについて、ご意見のある委員は御発言願います。

○瀬川委員

6月10日の実地調査には、何人参加予定でしょうか。

○事務局 賃金室長

公益代表委員が4名、労働者代表委員が4名、使用者代表委員が1名で、9名が出席予定です。

○瀬川委員

先ほど申し上げたとおり、6月11日で使用者側委員はほぼ全員が出られる予定だったのです。それが1日ずれたことによって、誰も出られなくなったのです。私ども毎年度この現地調査は非常に重要な調査だと思っています。それぞれ使用者側委員は重要な役割を持って、自分たちの内部の予定も含めて最優先の事項として取り組んでいるのですが、1日ずれただけでも全滅するような、それぞれ役職があったり、私も10日は岩手県政150周年記念実行委員会総会で、各県内の産学官のトップが集まる会議で事例発表してくれとお願いをされて、どうしてもそっちを優先せざるを得ないという状況もあるので、そのようにそれぞれの役割がある中での日程調整なので、簡単に日にちをずらさ

れても正直困るのです。なので、事業者さんのご都合というのものもあるかもしれませんが、例えば複数の候補を挙げるなりしながら、なるべく日程を変えないやり方を今後考えていただきたいと思います。

今回新しく入った工藤委員もそうですが、公職も含めて50から60の役割を担っているのです。そういう中での日程調整なので、早め早めの日程調整と、極力リスクヘッジしながらの運営をお願いしたいと思います。

○事務局 賃金室長

当初お示ししました6月11日で実施できなかったことは、大変申し訳なく思っております。11日で事業場を何か所も当たり、実施できないか探ってはみたのですが、11日に可能な事業場がなくて、ようやく10日であれば可能という事業場がありましたので、やむなく10日で調整させていただいたものです。ご意見を真摯に受け止めまして、委員の方々が一人でも多くご出席いただける日程調整を今後は進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。今回は本当に申し訳ございませんでした。

○近藤委員

私は公益委員で欠席する唯一の委員と思いますが、参加人数が少ないということもありますので、スケジュール変更ができないか再検討したいと思います。直前の参加でも構いませんか。

○事務局 賃金室長

事業場には確認させていただきますけれども、調整させていただきます。

○近藤委員

分かりました。できる限り参加する方向で持っていきたいと思います。

○工藤委員

私初めてこの会議に出席し、この实地視察は大事だと思っておりましたが、私も70以上役割を担っていて、参加するやりくりができなくて残念です。

そこで1つお尋ねしたいのは、私は前職で大船渡市の視察予定事業場に行ったことがあります、従業員が100人以上で、沿岸でも模範的によくやっていたところですね。課題もあるのでしょうけれど、うまくいっているというのはこういうところだということを御覧いただく機会になるかと思いますし、それと比べて11人のところはどうだということを御覧いただけるのはいいと思いますが、4月以降周囲から聞いて本当に大変なのは、5人以下とか数人規模の企業ということです。価格転嫁とか、賃金引上げと

か、本当に厳しいと聞いていますので、もし、視察先のいずれも結構うまくいっている、賃金の引上げも大丈夫だとなったとしても、本当に大変なところはもっと小規模なところだと思いますので、事実と違うということを見過ごされると大丈夫かと気になるのですが、その辺りは実地視察と別に把握する仕組みになっているのか、あるいは例年こういうものなのかお聞かせいただきたい。今回初めて使用者委員になったので、現実を踏まえないで物事が進むと困ると思い、お聞かせいただければと思います。

○事務局 賃金室長

事業場の選定に当たりましては、十何人もの視察者が伺いますから、それを受け入れられる規模の事業場ということも踏まえ検討しておりますが、個々の事業場の経営状況などは、私どもも十分把握できない部分もございますので、まずは企業規模、なるべく誘致企業ではなく地場の事業場で、視察の受入れが可能かどうかも含めて事業場に確認しています。今回10か所以上の事業場にご相談したのですが、どうしても10日や11日は対応できないとか、視察自体拒否される事業場もありました。その中で、10日であればご対応いただけたところが今回の事業場でしたので、ご理解いただきたいと思います。

○工藤委員

要するに受け入れる体力というか、そういうのがあるところが視察の前提になるということでしょうから、視察を受け入れるところでさえこういう状況だということはお理解いただいた上でご視察をいただければと思います。

○齋藤会長

実地視察で伺った事業場が全ての経営状況を代表するものでないことを踏まえてほしいということだと思いますので、各委員もよろしくお願いします。

使用者側も重要な視察であるという思いを持っていた中で、このような日程にせざるを得なかったというのは大変残念ではありますが、視察結果につきましては専門委員会等の議論に生かせるようできるだけ詳細にまとめ、次回以降の日程調整については、本日のご意見を踏まえて対応していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議はなかった)

・その他

○齋藤会長

次の議題に入ります。議題の(2)のその他です。事務局説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

その他としまして2つほどご説明させていただきます。

まず、1点目ですが、審議会運営上の了解事項についてです。昨年度の岩手地方最低賃金審議会では、次のことが審議会運営上の了解事項として確認され、これに基づいて審議が行われてきております。

1つ目は、岩手県最低賃金は10月1日発効、特定最低賃金は年内発効を目標に審議日程を調整すること。2つ目は、運営小委員会は、必要性が認められたときに設置すること。3つ目は、岩手県最低賃金の参考人意見聴取は、労働者3人、使用者2人から行うこと。4つ目は、行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計係から、最近の景況、物価動向及び家計調査について、労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること。5つ目は、効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続すること、この5項目についてです。今年度も引き続きとするか、審議会の方針を確認させていただきたいと思います。

事務局としましては、これら5つのうち2つ目から5つ目までの項目につきましてはこれまでどおりとし、1つ目の発効の関係につきまして、昨年度のご意見、今年度の審議日程計画の趣旨を踏まえまして、次のとおりにさせていただきたいと考えております。

「岩手県最低賃金は10月1日発効、特定最低賃金は年内発効を目標とするが、丁寧な審議及び社会的情勢を適切に踏まえた審議日程を調整すること。」

もちろん日程調整には、委員の皆様が一人でも多く出席できる日程を調整するという趣旨も含まれてございます。

以上、了解事項につきまして、審議会の方針を確認させていただきたいと思います。

○齋藤会長

事務局から説明のあった事項について、今年度の了解事項としてよろしいか、意見のある委員は御発言をお願いしますが、進め方といたしまして1つ目と、2つ目から5つ目に分けて審議いただきたいと思います。

まず1つ目の変更について、ご意見をお伺いします。

○藤田委員

確認ですが、発効日の今年と去年との了解事項の変更点は、目標の月日もしくは期間を明記するだけではなく、丁寧な審議であるとか、社会情勢の的確な対応みたいなことを入れたというのが変更になった点と考えてよろしいのでしょうか。

○事務局 賃金室長

おっしゃるとおりです。

○藤田委員

とすると、先ほど経済4団体の最賃の要望書の5にもあるのですけれども、最低賃金の発効についてはいろんな議論はありますが、十分な準備期間を確保してくれということのも要望に入っているので、2か月、3か月で金額を上げるから上げなければならないということについて、やっぱり経営側にとってはかなりハードルが高いというのがもともとと言われている要素でしたので、今回運営上の了解事項として丁寧な審議、そして社会情勢というキーワードを入れた点については評価したいと思います。10月1日発効、特定最低賃金は年内発効というのは、あくまでも目標とか目安ということを確認させていただければと存じます。

○事務局 賃金室長

岩手県最低賃金の10月1日発効と特定最低賃金の年内発効は、あくまでも目標でございます。丁寧な審議のため日程を組んでいきますと、10月1日の発効にならないことはもちろんあると思います。あくまでも、目標とさせていただきたいと思います。

○齋藤会長

そのほかご意見はございますか。

(意見はなかった)

それでは、1つ目については今年度この方針で進めさせていただくことで確認したいと思います。

次に、2つ目から5つ目まではこれまでどおりということですが、ご意見を伺いたいと思います。

これらについては前回は提案して了解を得たと思いますが、今年度もこれで確認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

(特に発言はなかった)

もう一点について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

2点目のご説明をさせていただきます。

議事の公開についてです。令和5年4月の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告におきまして、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない

という2つの観点を踏まえ、公労使3者が集まって議論を行う部分については公開するという考え方が示されたところです。

岩手県最低賃金審議会におきましては、令和5年度から第1回専門部会を試行的に一部公開として、第2回以降の専門部会の公開につきましては継続的に検討を進めていくとしております。具体的には、令和5年度は第1回専門部会のうち、実地視察結果及び公開を希望しない参考人の意見聴取を除き公開とし、第2回専門部会以降は従来どおり非公開としました。昨年度は、令和5年度に試行しました一部公開の内容を後退させない、他県の状況を把握した上で、第2回専門部会以降で公開できる部分があるという合意が得られれば公開に向けて進めていく、その後ある程度落ち着いた状況となれば規程の改正も考えるというご意見を踏まえまして、令和5年度と同様に第1回専門部会の一部を公開して、第2回専門部会以降は非公開としております。

東北の各局の状況は机上配付資料1のとおりで、令和7年度においても令和6年度と同様の公開方針とする局が4局で、3者が協議する部分は全て公開するとする局もありました。

事務局としましては、今年度の専門部会の公開につきまして、昨年度と同様の公開方針とさせていただきたいと考えております。

一方で、岩手地方最低賃金審議会における現在の公開方針としまして3年目となりますので、他局の詳細な状況等の把握を行いながら、把握等でき次第、公開方針や方法等をどうするのか、どのような場で審議するのかなど、今後の本審議会でお諮りしていきたいと考えております。

○齋藤会長

事務局から説明のありました審議会の公開について、令和7年度は前年度どおりとし、公開方針をどうするのか等については、今後本審議会にお諮りしたいとのことでした。

この内容で了承いただきたいとのことですが、意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。その前に、机上配付資料1の詳細について事務局から説明いただけますか。

○事務局 賃金室長

本審議会につきましては、岩手と同じく、どこの局におきましても全部公開としております。専門部会につきましては、一部公開と書かれている局につきましては、3者協議の部分だけ公開しているという状況です。岩手と同じく1回目の3者協議の部分だけ公開しているのは1つの局です。つまり専門部会につきましては、岩手のほかに1つの

局が1回目の一部だけ公開し、残る4つの局は全ての専門部会の3者協議の部分は公開しているという状況です。

○齋藤会長

意見のある委員は御発言をお願いします。

この公開に向けての動きは、中央最低賃金審議会の全員協議会の報告の考え方を受けて、各局において各々公開方針、あるいは公開の方法を考え実施されてきたということですが、今年度で3年目ということで、各々の局で工夫などが行われ、大体落ち着いてきたところもあるかなと思います。事務局の説明を聞いたところでは、各局の状況を詳しく調べた上で、今後どのような方針等にしたらいいか、委員の皆さんの意見を伺う機会を設けたいということですが、このままでやるということもあろうかと思えますし、あるいは参考になるところがあって、ここは公開したほうがいいのかというような結論になれば、そこを前に進めるということになると思いますが、何かご意見はございますか。

○佐々木委員

公開については、私ども労側委員でも、議論はまだ尽くしてはいないところもありますが、労側の方向性とすれば、公開すべきという方向は見えており、それについて今後どういう形で審議して改正していくか、もう少し時間をいただきながら、全部公開に進めていければいいかと思えます。

○齋藤会長

今のお話しは、方向性としては公開という方向なので、検討することはよろしいということでしょうか。

○佐々木委員

今後検討していくということで、我々としても公開はこれから必要ではないかと、皆さんに透明性をしっかり進めていくため、そのほうがよいのではないかとこのところですが、今年についてはまだ私どもの意見もしっかりまとめているわけではないということです。

○齋藤会長

分かりました。今年度は昨年度と同様の取り組みをしていくということですので、ご意見を踏まえて公開を進めるかどうかを検討していくということでよろしいですね。

使側のほうはいかがでしょう。

○藤田委員

昨今の行政を取り巻く情報公開の流れからすると、透明性の確保であるとか必須の流れだと思います。しかし、事務局から提案あったように、昨年度と同じやり方でやったほうがいいのではないかと。3年前に私が提案したときのトライアルは、2、3年やってみてというお話をしましたし、実務的要素が多いので、一部公開でも、どの辺りをどの程度ということもありますので、他県の状況を詳細に調査した上で、きちんとした材料を持って議論すべきではないかということをお話した記憶がございますので、今年度については3年目としての継続でいいと思います。

○齋藤会長

それでは、労使とも、今年度は昨年度までと同様に実施し、その後詳細に調べていただいた上で結果がまとまりましたら、方針等を検討していくということでよろしいですか。

(異議はなかった)

私からもお願いですが、東北各局の公開状況という資料がございますが、実際どのような運用をされているのか分かるようにしていただければと思います。まさに議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つをどう両立しているか、3者協議を公開されている中で、実際にどういうやり方をしているのかが皆さんお知りになりたいのではないかと考えております。具体的な運用の状況が分かるようにお願いします。

(3) その他

○齋藤会長

それでは、次の議題に入ります。議題の(3)のその他です。事務局で何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長補佐

前回の審議会以降、岩手地方最低賃金審議会長及び岩手労働局長宛て、最低賃金に関する意見書等が提出されておりますので、ご報告させていただきます。

まず、資料№6-1、6-2「令和7年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長を御覧ください。岩手県議会議長から、宛先は岩手地方最低賃金審議会長と岩手労働局長になっております。読み上げてご報告させていただきます。

【意見書要旨読み上げ】

続きまして、資料№7「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会

長声明」岩手弁護士会会長を御覧ください。岩手弁護士会会長から宛先は岩手地方最低賃金審議会になっております。読み上げて報告させていただきます。

【声明要旨読み上げ】

続きまして、資料№8－1、8－2「令和7年度岩手県最低賃金の改善等について」を御覧ください。岩手県知事から宛先は岩手地方最低賃金審議会長と岩手労働局長となっております。読み上げて報告させていただきます。

【申入れ要旨読み上げ】

○齋藤会長

次に、3その他でございますが、委員の皆様から何かあれば御発言をお願いします。

○瀬川委員

お配りいただきました最低賃金に関する要望の1番目にもあるのですが、この最低賃金制度そのもの、昨年度の最後の審議会でも私申し上げたのですが、いずれ今の最低賃金制度そのものが、もう現状自体、社会経済に合っていないのではないかというような話をさせていただいたのですが、それと同じように、この要望の中には最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティーネットだと、賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではないと、これは毎回毎回4団体の声明で出しているのです。

5月22日の政労使の意見交換会のときに、石破総理から地方最低賃金審議会制度の在り方についても検討するようにという指示があったと報道も聞いております。この辺に関して、事実確認を事務局にお願いしたいと思っています。実際に中央最低賃金審議会が制度の在り方についても検討する、検証するということであれば、具体的に何をどう検証されるのか、次回の本審議会以降で情報提供をお願いしたいと思います。

○事務局 賃金室長

承知いたしました。できる限り情報収集し御報告したいと思います。

○齋藤会長

そのほかなければこれで議事を終了します。

議事録署名人

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員
